

議第98号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について

1. 施設の名称 下呂市飛騨川温泉しみずの湯

2. 指定管理者となる団体 岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1
株式会社 ホリスティック南飛騨
代表取締役 益子一穂

3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

4. 指定管理者の募集方法

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定事務に関する条例第2条第1項
ただし書きに基づき特定指名による選定をしました。

5. 指定管理者の選定理由

平成15年に岐阜県が推進する南飛騨国際健康保養地構想の中核施設として、四美地区が選定を受け、「南飛騨健康増進センター」の整備が開始されました。この場所では、自然治癒力や免疫力の向上を目的とした様々な健康法を楽しみながら学び、体験し、実践ができる「県民の健康道場」として整備されました。このうち「温泉を活用した健康づくり」の部分について、旧萩原町が施設整備を担うこととなりました。これが現在の「飛騨川温泉しみずの湯」であり、この施設の運営のために旧萩原町と地域の方々の出資により設立された会社が、株ホリスティック南飛騨です。

今回、特定指名の理由としましては、本施設を運営する目的で設立した会社であり、下呂市が筆頭株主となっていることから、市の施設としての設置目的を果たす上で最も適した会社であることから、特定指名しました。

6. 施設概要

開業日：平成16年2月22日

面積敷地面積5,652㎡ 建築面積1,550㎡ 延床面積1,918㎡

主な施設温浴施設（大浴室、薬草風呂、露天風呂、サウナ）

運動浴施設（温泉運動浴プール、ジャグジー、子供用プール）

個室浴室（個室浴槽、薬草浴槽）

その他（休憩室、談話室）

健康食材体験棟（厨房、体験室）

7. 現状

近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者の減少、また今年度は原油高騰の影響も重なり経営が一時的に厳しい状況となっています。お風呂やプールの利用者は少し回復傾向にありますが、宴会やレストランの利用者は回復が見込めず来年度以降も引き続き厳しい経営状況となる見込みとなっています。そのため、今後は利用促進を図る取組みの強化、更なる経費削減、また新規事業を導入するなどにより収益の向上を目指し、経営の立て直しを図っていく必要があります。

新型コロナや原油高の高騰など先行きの見通しが立たないことから、社会情勢などに左右されることを踏まえ指定管理期間を2年とし、運営収支の状況を注視していきたいと考えています。

8. （参考）飛騨川温泉しみずの湯の利用者の推移

年間利用者

単位：人

施設	H30	R1	R2	R3
温泉	79,715	71,878	48,630	53,468
プール	26,280	26,461	19,551	21,972
計	105,995	98,339	68,181	75,440

4月から10月までの利用者

単位：人

施設	R1	R2	R3	R4
温泉	42,283	24,827	29,098	29,394
プール	16,695	9,554	14,037	14,325
計	58,978	34,381	43,135	43,719

総務教育民生常任委員会

実施月日 令和4年12月15日

担当課 福祉部 高齢福祉課

議第99号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

1. 施設の名称

やすらぎセンター四美

2. 指定管理者となる団体の名称

下呂市萩原町萩原 875 番地 2

社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会 会長 大前 一廣

3. 指定の期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年）

4. 指定管理者の募集の方法

下呂市公の施設に係る指定管理者の選定手続き等に関する条例 第2条

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則 第4条

5. 指定管理者選定理由

社会福祉法人下呂市社会福祉協議会（以下「下呂市社会福祉協議会」という。）は、平成27年度の介護保険制度の改正以後、運営環境は厳しい状況となっていますが、そのような中でも介護保険制度創設当時から、下呂市の在宅介護の担い手として地域に根付いた介護保険事業を実施しています。

下呂市の地形が広大であり送迎などの効率が悪く、かつ介護報酬の単価も低く採算性が低いなど不利な条件下で有りながらも、下呂市社会福祉協議会はサービス水準を維持しながら、施設の管理・運営を行っています。

これまで令和5年度からデイサービスセンターの再編も併せて当該施設の譲渡民営化を目指し社会福祉協議会との協議を進めていましたが、昨今の燃料費等の高騰や職員の確保が困難となっている状況下で、デイサービスセンターの今後の方向性を再検討する必要が生じました。他のデイサービスセンターの再編の見直しに合わせ当該施設の譲渡民営化もいったん保留とし、指定管理施設として市が維持を図りながら今後の在宅介護サービスの在り方を検討したいと考えます。

上記の事由を考慮し、当該公の施設に係る長年の実績を踏まえたうえで公募によらず、下呂市社会福祉協議会を特定指名するものです。

6. 指定管理制度の導入

- ・平成 18 年度 ～ 平成 20 年度 (3 年)
- ・平成 21 年度 ～ 平成 25 年度 (5 年)
- ・平成 26 年度 ～ 平成 28 年度 (3 年)
- ・平成 29 年度 ～ 平成 30 年度 (2 年)
- ・平成 31 年度 ～ 令和 2 年度 (2 年)
- ・令和 3 年度 ～ 令和 4 年度 (1 年)
- ・令和 5 年度 ～ 令和 8 年度 (3 年)

7. 過去 3 ヶ年の決算の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収 入	86,132 千円	92,875 千円	85,733 千円
支 出	79,649 千円	82,007 千円	85,616 千円
収 支	6,483 千円	10,868 千円	117 千円

8. 社会福祉協議会デイサービスセンターの決算の推移

事業所		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
小坂デイサービスセンター	収入	65,754	66,110	63,491	62,517	65,331	65,992	65,158
	支出	61,583	57,431	58,210	60,576	61,972	65,844	55,759
	収支	4,171	8,679	5,281	1,941	3,359	148	9,399
やすらぎセンター四美	収入	80,963	81,140	83,706	78,929	86,132	92,875	85,733
	支出	79,812	84,300	83,291	77,873	79,649	82,007	85,616
	収支	1,151	-3,160	415	1,056	6,483	10,868	117
やすらぎセンター萩	収入	72,839	70,880	72,504	73,668	78,730	75,218	73,842
	支出	73,837	73,041	67,993	71,125	70,113	71,690	70,993
	収支	-998	-2,161	4,511	2,543	8,617	3,528	2,849
下呂デイサービスセンター	収入	63,073	61,224	67,855	53,128	52,953	53,765	55,380
	支出	65,641	61,234	65,286	58,843	63,448	59,839	50,465
	収支	-2,568	-10	2,564	-5,715	-10,495	-6,074	4,915
上原デイサービスセンター	収入	48,701	46,524	44,179	38,847	40,481	44,293	39,495
	支出	56,269	51,808	52,734	47,289	47,495	45,466	43,670
	収支	-7,568	-5,284	-8,555	-8,442	-7,014	-1,173	-4,175
なごみ庵	収入	21,707	21,662	21,396	20,438	18,663	26,447	21,190
	支出	24,742	27,930	25,916	26,346	27,069	26,808	27,086
	収支	-3,035	-6,268	-4,520	-5,908	-8,406	-361	-5,896
金山デイサービスセンター	収入	91,704	83,686	86,078	78,235	83,453	81,547	76,979
	支出	99,720	79,935	78,941	82,267	80,424	82,219	77,295
	収支	-8,016	3,751	7,137	-4,032	3,029	-672	-316
デイサービスセンターつつじ苑	収入	44,388	45,830	49,156	46,887	49,243	48,781	50,783
	支出	44,124	45,433	49,598	52,670	56,152	54,719	53,984
	収支	264	397	-442	-5,783	-6,909	-5,938	-3,201
通所介護合計	収入	489,129	477,056	488,365	452,649	474,986	488,918	468,560
	支出	505,728	481,112	481,969	476,989	486,322	488,592	464,868
	収支	-16,599	-4,056	6,396	-24,340	-11,336	326	3,692

議第100号 ～ 議第112号

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備について

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本市職員の定年引上げに関し関係条例の整備を行います。

改正地方公務員法では、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する現在において、複雑高度化する行政課題への的確な対応を可能とするため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承することを目的としています。本市においても、職員の定年を引き上げ、高齢期における多様な働き方を支援するとともに、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持できるよう定年引上げ制度を導入します。

今回導入する定年引上げに関する各種制度については、岐阜県及び県内市町村の状況を参考にしつつ、**国と同様の制度を基本**としています。

1. 下呂市職員の定年等に関する条例の改正（議第100号）

(1) 定年を現行の60歳から65歳へ段階的に引上げ

令和5年度から2年毎に定年を1歳ずつ引上げ、令和13年度から全ての職員の定年を65歳とします。（金山病院及び小坂診療所の医師・歯科医師は65歳から同様に70歳に引上げ）

	現行	令和5、6年度	令和7、8年度	令和9、10年度	令和11、12年度	令和13年度～
一般職員	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
医師・歯科医師	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳

(完成形)

定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年月日	昭和38年4月2日 ～39年4月1日	昭和39年4月2日 ～40年4月1日	昭和40年4月2日 ～41年4月1日	昭和41年4月2日 ～42年4月1日	昭和42年4月2日 ～43年4月1日
対象者数 (医師等除く)	15人	10人	18人	12人	18人

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入（役職定年制）

- ①役職定年の年齢（管理監督職勤務上限年齢）と対象職は、**60歳の管理監督職（管理職手当が支給される職）**とし、60歳到達後の最初の4月1日までに当該職員は管理監督職から降任します。降任先は、管理監督職以外の職の最上位の職を基本とします。

【一般行政職の例】

役職定年後

部長級及び課長級職員 → **課長補佐級（非管理監督職）以下へ降任**

- ②管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達している職員を、新たに管理監督職に就けることはできません。
- ③管理監督職以外の職員は、管理監督職勤務上限年齢制による降任はありません。
- ④金山病院及び小坂診療所の医師・歯科医師は、管理監督職勤務上限年齢制の対象から除きます。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制の例外（特例任用）

公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り管理監督職として勤務させることができる特例を設けます。（最長3年間留任が可能）

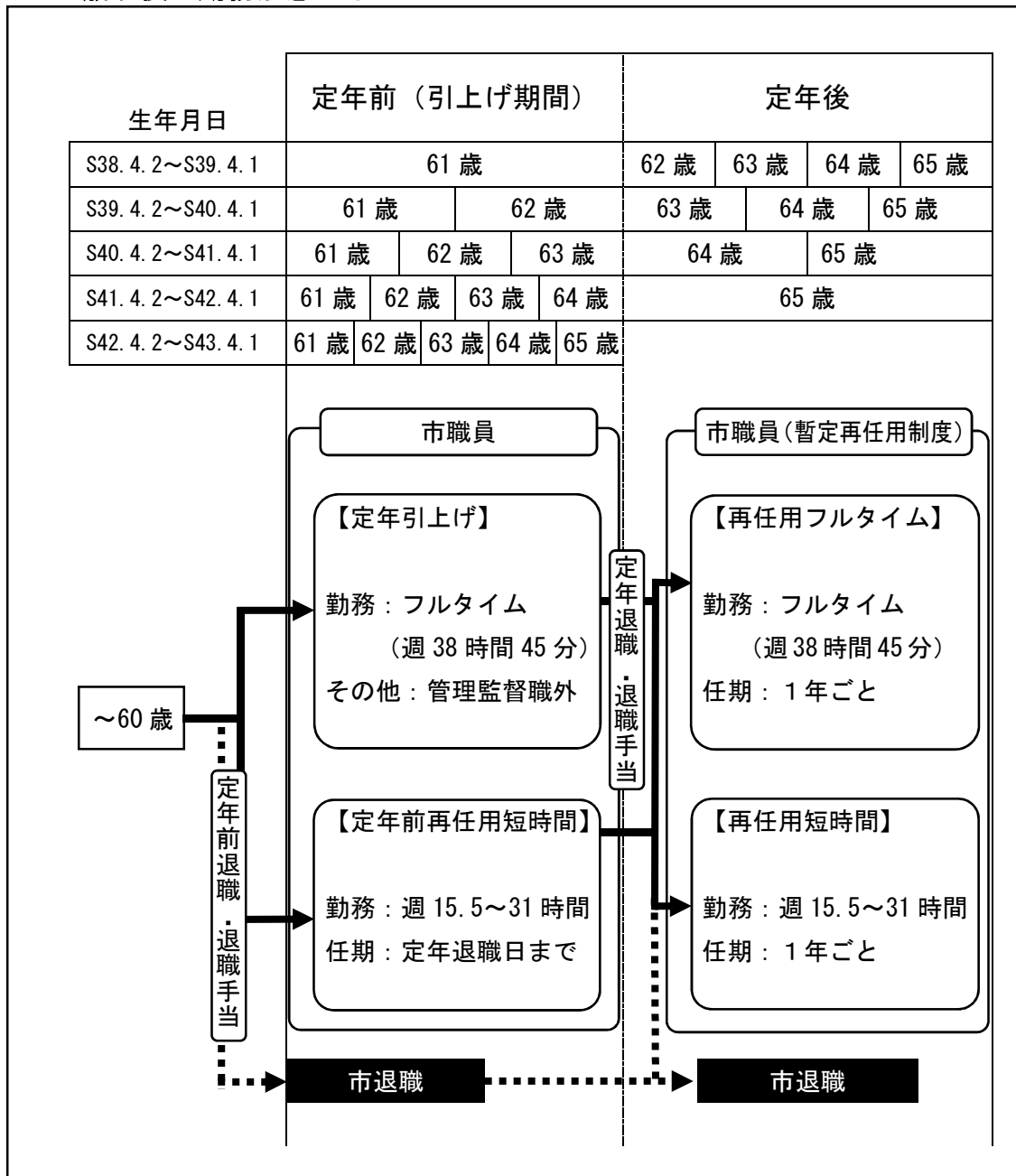
主な特例任用は次の3通りありますが、**現時点では本市での特例任用を見込んでいません。**

- ①高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができない。
- ②勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができない。
- ③当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある。

(4) 定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度の導入

- ①60歳以後に退職した職員を、当該職員の定年年度までの間、**再任用短時間勤務制度**を導入します。（複数の短時間勤務体系を提示し、職員に選択してもらう方法で検討中。）
- ②定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から、65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度である**暫定再任用制度（フルタイム又は短時間勤務）**を設けます。

60歳以後の勤務形態のイメージ



(5) 情報提供・意思確認制度の実施

職員が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認します。

2. 下呂市職員の給与に関する条例の改正（議第101号）

(1) 60歳到達後の職員の給料

60歳到達後の最初の4月1日からの給料月額は、**60歳到達時の給料月額の7割**とします。

【一般行政職の例】

課長補佐級（60歳の年度）	→	課長補佐級（61歳の年度）
給料月額		給料月額 7割水準
5級82号 <u>390,300円</u>		5級82号 <u>273,200円</u>
		(390,300円×0.7)

(2) 管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の給料

管理監督職から他の職へ降任した職員の月額給料は、降任後に適用される月額給料に7割を乗じた額に、降任前の管理監督職時の給料月額に7割を乗じた額との差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を加えた額とします。

【一般行政職の例】

部長級（60歳の年度）	→	課長補佐級（61歳の年度）
給料月額		給料月額 管理監督職勤務上限年齢制
7級33号 <u>427,300円</u>		5級41号 365,500円
調整額 299,100円 - 255,900円 = 43,200円 (427,300円×0.7) (365,500円×0.7)		7割水準 255,900円
		調整額 43,200円
		実際の支給額（7割+調整額） <u>299,100円</u>

(3) 定年前再任用短時間勤務職員の給与等の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様に整備します。

3. 下呂市職員の降給に関する条例の制定（議第102号）

（1）制定理由

管理監督職勤務上限年齢制により、60歳となった管理監督職を非管理監督職へ降任させることにより降給が生じます。

職員の降給に関しては地方公務員法の規定により条例で定める必要があるため当該条例を制定するものです。

（2）降給の種類

①降給の種類は次のとおりとし、管理監督職勤務上限年齢制による降給も含めます。

- ◆降格 職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更すること
- ◆降号 職員の号給を下位の号給に変更すること

②60歳到達時の給料月額の7割水準も降給に含みます。

4. 下呂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正（議第103号）

（1）減給の懲戒処分を受けたときの減給額の対象となる給料月額の対象を、処分発令の日とする規定を追加します。

（2）減給額が降給後に実際に支給される給料月額の5分の1を超える場合は、実際に支給される額の5分の1を減給額とする規定を追加します。

5. その他の条例の改正・廃止（議第104号～議第112号）

- (1) 上記1～4の条例整備のほか、関係条例について地方公務員法の改正に伴う引用条文の変更や字句の改正等、所要の文言整理を行います。
- (2) 定年引上げに伴う令和5年度以降の暫定再任用職員の勤務条件等に関する経過措置を設けます。

【改正する条例】		「主な改正内容」
議第104号	下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年下呂市条例第35号)	・引用条文の改正 ・字句の改正
議第105号	下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年下呂市条例第40号)	・引用条文の改正 ・字句の改正
議第106号	下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年下呂市条例第50号)	・引用条文の改正 ・字句の改正
議第107号	下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年下呂市条例第178号)	・引用条文の改正
議第108号	下呂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年下呂市条例第6号)	
議第109号	下呂市職員の育児休業等に関する条例(平成16年下呂市条例第36号)	・当該条例の対象から、特例任用となった職員を除く改正 ・字句の改正
議第110号	公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例(平成16年下呂市条例第38号)	
議第111号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成16年下呂市条例第39号)	

【廃止する条例】

議第112号	下呂市職員の再任用に関する条例(平成27年下呂市条例第21号)
--------	---------------------------------

【参考】職員の退職手当について

(1) 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例について

本市は岐阜県市町村職員退職手当組合の構成団体であり、職員の退職手当は岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例に基づき退職手当組合から支給されます。

今回の定年引上げにより、国と同様の内容で、退職手当組合が条例改正を行います。

(2) 定年引上げ後の退職手当について（国と同様の内容）

① 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく定年前に退職した職員の退職手当の基本額は、当分の間、定年を理由とする退職と同様に算定します。

② 当分の間、退職手当の計算に不利益が生じないように、給料月額のパーク時までの期間とパーク時後退職時までの期間に分けて算定します。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

1. 令和5年度より対象を高校生世代まで拡大し助成します

下呂市では現在、子どもの医療費について中学校修了（15歳に達する年度末）まで助成を行っていますが、「下呂市福祉医療費助成条例」の一部を改正し、令和5年4月1日より助成対象を高校生世代（18歳に達する年度末）まで拡大します。高校生世代は進学に伴う授業料負担・交通費など家計への負担が増加することから、下呂市で安心して子育てができるような環境を整えるため、0歳から高校卒業まで切れ目のない医療費助成による経済的支援を行います。

2. 実施に向けてのスケジュール

- ・12月議会：条例改正及びシステム改修等の準備経費について補正予算を計上
- ・3月議会：新年度予算に医療費助成事業を計上
- ・3月下旬に対象者へ案内・申請書等送付、4月中に申請受付し受給者証を交付
- ・広報げろ、ホームページ等によりPR

3. 助成対象・内容について

- 対象者 …… 18歳に到達する年度末まで（対象者見込：732人）
- 助成内容 …… 入院・外来両方を助成対象とする。自己負担額、所得制限は設けない。
- 助成方法 …… 現物給付（医療機関へ受給者証の提示による窓口無料）

4. 事業経費(予算見込み)

区 分	令和4年度（補正）	令和5年度（見込み）
医療費助成（一人あたり約24,200円）	－	17,730,000円
審査支払手数料	－	585,000円
国保会計への繰出金	－	706,000円
事務経費（電算処理手数料・消耗品費等）	467,000円	163,000円
導入時事務経費（システム改修・郵便料等）	626,000円	－
計	1,093,000円	19,184,000円

【参考】

福祉医療制度概要

制度名	県・市区分	対象者	所得制限
重度心身障がい	県補助	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳所持者 ・療育手帳（A1～B1）所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	有り
	市単独	・身体障害者手帳4級所持者 ・療育手帳（B2）所持者 ・精神障害者保健福祉手帳3級所持者（※）	有り
乳幼児・子ども	県補助	・小学校就学前児童（乳幼児）	無し
	市単独	・小学校から中学校修了までの児童・生徒	無し
母子家庭等	県補助	・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母とその18歳未満の児童 ・父母のいない18歳未満の児童 （対象児童が18歳になる日以降の最初の3月31日まで）	有り
父子家庭	県補助	・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父とその18歳未満の児童 （対象児童が18歳になる日以降の最初の3月31日まで）	有り

助成内容	重度～父子 （市単精神を除く）	入院・外来時の社会保険各法に基づく自己負担額分を助成
	（※） 市単精神	入院時の社会保険各法に基づく自己負担額分を助成

制度別受給者数（令和4年7月31日現在）

制度名	県・市	受給人数
重度心身障がい	県	1,386人
	市	396人
乳幼児・子ども	県（未就学児）	971人
	市（小中学生）	1,997人
母子家庭等	県	385人
父子家庭	県	40人

・所得制限により非該当となっている人は含まない。